

税務署受付印

適格分割等を行う場合の収用等
又は換地処分等に伴い取得した資産の
帳簿価額の減額又は設定した
期中特別勘定に関する届出書

※整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒	電話() -
	(フリガナ)		
	法 人 名 等		
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		
代 表 者 住 所	〒		
事 業 種 目			業

連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等			部 門	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署) 電話 () -		決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名			整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事 業 種 目		業			

適格分割等を行う場合において、収用等により代替資産の取得等をしたとき又は換地処分等により交換取得資産の取得をしたときに、当該資産の帳簿価額を減額した金額又は設定した期中特別勘定について

租税特別措置法
(以下「措置法」
といいます。)

第64条第11項(措置法第64条の2第15項又は措置法第65条第3項において準用する場合を含み
ます。)
第65条第6項
第64条の2第3項(措置法第65条第3項において準用する場合を含みます。)

により下記のとおり届出を行います。

記

適 格 分 割 等 に 係る分割承継法人等	法 人 名 等	
	納 税 地	
	代 表 者 氏 名	
適 格 分 割 等 の 日		年 月 日
収用等のあった日又は、換地処分等のあった日		年 月 日
収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類		
補償金等、対価、清算金の金額又は 保 留 地 の 対 価 の 額		円
交 換 取 得 資 産 の 価 額		円
代 替 資 産 又 は 交 換 取 得 資 産	種 類	
	構 造	
	規 模	
	取 得 (予 定) 日	
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円
添 付 明 細 (別 表 等)		
(その他参考となるべき事項)		

税 理 士 署 名	
-----------	--

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-----

**適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い
取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した
期中特別勘定に関する届出書の記載要領等**

- 1 法人が適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 64 条の 2 第 2 項及び所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 16 条の規定による改正前の措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）第 68 条の 71 第 3 項の規定の適用を受ける場合には、適格現物分配を除きます。以下同じ。）を行う場合において、措置法等の下記の規定に基づき、収用等又は換地処分等に伴い、取得した資産の帳簿価額を減額したとき又は期中特別勘定を設定したときのその期中特別勘定の金額等の届出を行う場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。

	根 拠 条 文	届 出 根 拠 条 文
(1) 収用等により取得等をした代替資産の帳簿価額を減額	措置法第 64 条第 9 項 (措置法第 64 の 2 第 8 項) 措置法第 68 条の 70 第 8 項 (※) (措置法第 68 の 71 第 9 項) (※)	措置法第 64 条第 11 項 (措置法第 64 条の 2 第 15 項) 措置法第 68 条の 70 第 10 項 (※) (措置法第 68 条の 71 第 16 項) (※)
(2) 換地処分等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額	措置法第 65 条第 5 項 措置法第 68 条の 72 第 5 項 (※)	措置法第 65 条第 6 項 措置法第 68 条の 72 第 6 項 (※)
(3) 収用等に伴い期中特別勘定を設定	措置法第 64 条の 2 第 2 項 措置法第 68 条の 71 第 3 項 (※)	措置法第 64 条の 2 第 3 項 措置法第 68 条の 71 第 4 項 (※)

※ 令和 2 年旧措置法

(注) (1)及び(3)は、措置法第 65 条第 3 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 72 第 3 項において準用する場合を含みません。

2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。

3 届出書の各欄は、次により記載してください。

- (1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 中段の本文欄について、連結親法人がこの申請書を提出する場合は、「措置法第 64 条第 11 項（措置法第 64 条の 2 第 15 項又は措置法第 65 条第 3 項において準用する場合を含みます。）を「令和 2 年旧措置法第 68 条の 70 第 10 項（令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 16 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 72 第 3 項において準用する場合を含みます。）」と、「第 65 条第 6 項」を「令和 2 年旧措置法第 68 条の 72 第 6 項」と、「第 64 条の 2 第 3 項（措置法第 65 条第 3 項において準用する場合を含みます。）を「令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 4 項（令和 2 年旧措置法第 68 条の 72 第 3 項において準用する場合を含みます。）」とそれぞれ読み替えてください。
- (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、上記 1 の根拠条文に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
- (4) 「適格分割等の日」欄は、上記 1 の根拠条文に規定する適格分割等の日を記載してください。
- (5) 「収用等のあった日又は換地処分等のあった日」欄は、措置法第 64 条第 1 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 70 第 1 項若しくは措置法第 64 条の 2 第 2 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 3 項に規定する収用等のあった日又は措置法第 65 条第 1 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 72 第 1 項に規定する換地処分等のあった日を記載してください。
- (6) 「収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類」欄は、措置法第 64 条の 2 第 2 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 3 項に規定する収用等により譲渡した資産の種類又は措置法第 65 条第 1 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 72 第 1 項に規定する換地処分等により譲渡した資産の種類を記載してください。
- (7) 「補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額」欄は措置法第 64 条第 9 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 70 第 8 項、措置法第 64 条の 2 第 8 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 9 項若しくは措置法第 64 条の 2 第 2 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 3 項に規定する補償金、対価若しくは清算金の金額又は措置法第 65 条第 1 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 72 第 1 項に規定する補償金等若しくは保留地の対価の額を記載してください。
- (8) 「交換取得資産の価額」欄は、措置法第 65 条第 1 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 72 第 1 項に規定する交換取得資産の価額を記載してください。
- (9) 「代替資産又は交換取得資産」欄は措置法第 64 条第 1 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 70 第 1 項に規定する代替資産又は措置法第 65 条第 5 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 72 第 5 項に規定する交換取得資産の種類、構造及び規模並びに取得年月日又は措置法施行規則第 22 条の 2 第 9 項第 6 号若しくは法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年財務省令第 56 号）による改正前の措置法施行規則第 22 条の 64 第 8 項第 7 号に規定する取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。
- (10) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 64 条第 9 項（措置法第 64 条の 2 第 8 項において準用する場合を含みます。）若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 70 第 8 項（令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 9 項において準用する場合を含みます。）若しくは措置法第 65 条第 5 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 72 第 5 項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第 64 条の 2 第 2 項若しくは令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 3 項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
- (11) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十三（四）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。

(12) 「その他参考となるべき事項」欄

イ 連結申告法人以外の法人

措置法第 64 条の 2 第 2 項に規定するやむを得ない事情があるため、同項に規定する収用等（措置法第 65 条第 3 項において準用する場合にあつては、同条第 1 項に規定する換地処分等）のあつた日以後 2 年を経過した日から措置法第 64 条の 2 第 2 項に規定する政令で定める日までの期間内に代替資産の取得をする見込みである場合は、「やむを得ない事情の詳細」及び「取得価額の見積額」を「その他参考となるべき事項」の欄に記載してください。

ロ 連結申告法人

令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 3 項に規定するやむを得ない事情があるため、同項に規定する収用等（令和 2 年旧措置法第 68 条の 72 第 3 項において準用する場合にあつては、同条第 1 項に規定する換地処分等）のあつた日以後 2 年を経過した日から令和 2 年旧措置法第 68 条の 71 第 3 項に規定する政令で定める日までの期間内に代替資産の取得をする見込みである場合は、「やむを得ない事情の詳細」及び「取得価額の見積額」を「その他参考となるべき事項」の欄に記載してください。

(13) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(14) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。